

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止

保険医療機関の指定

計量器定期検査の実施

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の廃止

土地改良区の設立の認可

◇ 公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

規則

◇ 人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第四百四十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
合名会社 池本医院	東伯郡赤碕町赤碕 一、五一五	内科、外科、産婦人科	昭和四十六年四月十四日

鳥取県告示第四百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
清水歯科医院	鳥取市湯所町二丁目 三〇七	歯科	清水 一哉	昭和四十六年 四月十五日
大月歯科医院	倉吉市上井二丁目 九の八 (旧大商ビル二階)	"	大月真市郎	昭和四十六年 四月十二日

鳥取県告示第四百五十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、境港市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規定により告示する。

昭和四十六年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
六月 十六日	午前九時から 午後四時まで	境港市	境公民館
" 十七日	"	"	"
" 十八日	午前九時三十分から 午後三時まで	"	外江公民館
" 二十一日	"	"	渡公民館
" 二十二日	"	"	中浜公民館
" 二十三日	"	"	余子公民館
" 二十四日	"	"	上道公民館
" 二十八日	午前十時から 午後三時まで	"	計量器所在場所
" 二十九日	午前九時三十分から 午後三時まで	"	境公民館

鳥取県告示第四百五十二号
昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）は、昭和四十六年五月十四日限り廃止する。
昭和四十六年五月十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十三号
八頭郡河原町大字北村三一七番地有田操ほか十九人の者から設立認可申請のあった北村弓河内土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月六日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第

三項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年五月十四日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第四号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表の鳥取県警頭警察署の項中

智頭町野原警察官駐在所	"	大字野原	を
智頭町那岐警察官駐在所	"	大字早瀬	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年五月十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「理療師及び栄養士」を「理療師、栄養士及び衛生技師」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十六年五月十六日から施行する。